

入居資格（別紙 1）

◎申込日時点で、以下の全ての要件を満たしていることが入居の要件となります。

- ☐ 住宅に困っている
※持ち家がある人は、原則として申し込むことができません。
(具体的理由:)
- ☐ 市町村税の滞納がない（証明書の提出が必要です。）
※また、申込者本人又は同居する世帯員の中に公営住宅の家賃等に未納がある方は申し込むことができません。
- ☐ 申込者本人を含めた同居する世帯員の全員が暴力団員でない
- ☐ 同居又は同居しようとする親族がいる
単身者の場合は、以下のどれか 1 つ以上の要件に該当する方
 - ☐ 60 歳以上である
 - ☐ 身体障がい（1 級～4 級）を有している
 - ☐ 精神障がい（1 級～3 級）を有している
 - ☐ 知的障がい（A 判定・B 判定）を有している
 - ☐ 生活保護を受けている
 - ☐ 戦傷病者手帳（特別項症～第 6 項症又は第 1 款症）を持つ
 - ☐ 原子爆弾被爆者の認定を受けている
 - ☐ 海外からの引揚げ（引揚げ 5 年未満）
 - ☐ ハンセン病療養所入所者等
 - ☐ 配偶者からの暴力による被害者
※以下のどちらかに該当し、それぞれの日から 5 年を経過していないこと
 - ☐ 婦人保護施設、婦人相談所等の保護を受けた
 - ☐ 裁判所に退去命令、接近禁止命令の申立てをした
- ☐ 別紙 2 で計算した世帯の平均所得月額が 158,000 円以下であること
ただし、以下のどれか 1 つ以上に該当する場合は 259,000 円以下であること
 - ☐ 身体障がい（1 級～4 級）を有している方がいる
 - ☐ 精神障がい（1 級～3 級）を有している方がいる
 - ☐ 知的障がい（A 判定・B 判定）を有している方がいる
 - ☐ 戦傷病者手帳（特別項症～第 6 項症又は第 1 款症）を持つ方がいる
 - ☐ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方がいる
 - ☐ 海外からの引揚げの方（引揚げ 5 年未満）がいる
 - ☐ ハンセン病療養所入所者等の方がいる
 - ☐ 入居者と同居者の全員が 60 歳以上
 - ☐ 同居者に 18 歳未満の子どもがいる

合計年間所得金額（別紙２）

◎入居する全員分の年間所得金額の合計を計算してください。

世帯員	氏名	年間所得金額
申込者		円
同居者 1		円
同居者 2		円
同居者 3		円
同居者 4		円
同居者 5		円
合計年間所得金額		A 円

※年間所得金額が分からない場合は、別紙３で計算してください。

年間所得金額（別紙 3）

◎年間所得金額が分からない場合、計算してください。

① 給与所得金額： 円

☐ 給与受給者

☐ 現在の勤務先に前年 1 月 1 日以前に就職し、現在まで勤務している

$$= \frac{\text{円（総収入額）}}{\text{円 / 総収入（賞与を除く）}} \div \frac{\text{月}}{\text{勤務期間月数}} \times 12 + \text{円 賞与}$$

A 円（上で計算した額の合計）

年間総収入額	年間所得金額	
～ 550,999 円	0 円	
～1,618,999 円	A - 550,000 円	
～1,619,999 円	1,069,000 円	
～1,621,999 円	1,070,000 円	
～1,623,999 円	1,072,000 円	
～1,627,999 円	1,074,000 円	
～1,799,999 円	①年間総収入額を 4,000 で割る ②①の 1 円未満を切り捨てる ③②を 4,000 で掛け戻す ④③を右の(ア)に当てはめる	(ア) × 0.6 + 100,000 円
～3,599,999 円		(ア) × 0.7 - 80,000 円
～6,599,999 円		(ア) × 0.8 - 440,000 円

② 年金所得金額： 円

☐ 年金受給者

B 円（総受給額）

年齢	年間総受給金額	年間所得金額
65 歳以上	～1,099,999 円	0 円
	～3,299,999 円	B - 1,100,000 円
	～4,099,999 円	B × 0.75 - 275,000 円
65 歳未満	～ 599,999 円	0 円
	～1,299,999 円	B - 600,000 円
	～4,099,999 円	B × 0.75 - 275,000 円

③ 事業所得金額： 円

☐ 自営業者や利子・配当所得がある

☐ 現在の事業を前年 1 月 1 日以前に始めた

円（前年の所得金額）

☐ 現在の事業を前年 1 月 2 日以降に始め、現在までに 1 年未満のとき

円（前年の所得金額）

$$= \frac{\text{円}}{\text{前年の総所得金額}} \div \frac{\text{円}}{\text{勤務期間月数}} \times 12$$

政令月額（別紙4）

◎合計年間所得金額と控除額の合計から、政令月額を計算してください。

合計年間所得金額				A	円
控除額	基礎控除	申込者及び申込者の同居親族で、給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する方	円 × 人 (1人につき上限 10 万円)		円
	同居(扶養)控除	申込者本人を除く同居者、生計を一にする配偶者及び扶養親族	380,000 円 × 人		円
	特定扶養控除 (16～23 歳)	年齢 16 歳以上 23 歳未満で、収入のある方の扶養親族と認められている方	250,000 円 × 人		円
	老人扶養控除 (70 歳以上)	70 歳以上で、収入のある方の扶養親族である方	100,000 円 × 人		円
	ひとり親控除	現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死が明らかでない方で次の①・②・③の全ての要件を満たす方 ①同一生計の子（年間所得金額が 48 万円以下であること。）を有すること。 ②年間合計所得金額が 500 万円以下であること。 ③事実上婚姻関係と同様の事情であると認められる人がいないこと。	円 × 人 (1人につき上限 35 万円)		円
	寡婦控除	上記の「ひとり親控除」には該当せず、事実上婚姻関係と同様の事情であると認められる方がいない女性で次の①・②のいずれかの要件を満たす女性 ①夫と離婚し、扶養親族があり、年間合計所得金額が 500 万円以下であること。 ②夫と死別し、年間合計所得金額が 500 万円以下であること。	円 × 人 (1人につき上限 27 万円)		円
	障がい者控除	申込者又は同居親族及び扶養親族の中で、身体・精神・知的に障がいがあり、手帳を交付されている方	270,000 円 × 人		円
	特別障がい者控除 (身体 1・2 級) (精神 1 級) (知的 A 判定)	障がい者控除対象者のうち障がいの程度が、身体障がい（1～2 級）を有している方、精神障がい（1 級）を有している方、知的障がい（A 判定）を有している方	400,000 円 × 人		円
控除額の合計				B	円
(A - B) / 12					円
↓					
☐ 一般階層 158,000 円以下 ☐ 裁量階層 259,000 円以下					円